

令和6年第2回 中野区国民健康保険運営協議会資料

○審議事項

「中野区国民健康保険条例の一部を改正する条例について」

- ・ 諮問書（写）
- ・ 中野区国民健康保険条例の改正の概要について

(写)

6 中区医第 1 5 6 1 号

令和 6 年 8 月 2 0 日

中野区国民健康保険運営協議会会長

竹原 厚三郎 様

中野区長 酒 井 直 人

中野区国民健康保険運営協議会規則第 2 条の規定に基づき、下記について貴協議会に
諮問いたします。

記

1 諮問事項

中野区国民健康保険条例の一部を改正する条例について

2 諮問内容

(1) 国民健康保険法等の改正に伴い、規定を整備する。

○第 6 条、第 9 条の 2、第 9 条の 3、第 9 条の 4、第 9 条の 5、第 9 条の 6

○第 7 条、第 1 4 条の 2

○第 2 7 条

(2) 厚生労働省保険局長通知の改正に伴い、規定を整備する。

○第 2 3 条

3 改正理由

(1) 国民健康保険法等の改正に伴い、引用条文等の規定整備を行う。

(2) 厚生労働省保険局長通知の改正に伴い、徴収猶予期間について改正する。

4 実施時期

令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

中野区国民健康保険条例の改正の概要について

1 国民健康保険法等の改正により、引用条文等の規定整備を行うもの

(1) 条文の番号追加等の改正のみ、行うもの

①療養の給付の範囲に関する規定

第 6 条 療養の給付の範囲は、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。)第 36 条第 1 項に定めるところによる。

②入院時食事療養費に関する規定

第 9 条の 2 入院時食事療養費の支給は、法第 52 条に定めるところによる。

③入院時生活療養費に関する規定

第 9 条の 3 入院時生活療養費の支給は、法第 52 条の 2 に定めるところによる。

④保険外併用療養費に関する規定

第 9 条の 4 保険外併用療養費の支給は、法第 53 条に定めるところによる。

⑤療養費に関する規定

第 9 条の 5 療養費の支給は、法第 54 条及び第 54 条の 3 第 3 項から第 5 項までの規定に定めるところによる。

⑥訪問看護療養費に関する規定

第 9 条の 6 訪問看護療養費の支給は、法第 54 条の 2 に定めるところによる。

➡上記①～⑥について、改正後の国民健康保険法では、資格証明書が廃止されるため、条文の番号追加や修正を行います。

(2) 条文の番号修正や、一部内容の整理を行うもの

①過料に関する規定

第 27 条 区長は、法第 9 条第 1 項若しくは第 9 項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者に対し、100,000 円以下の過料を科する。

➡上記①について、改正後の国民健康保険法では、保険証の廃止に伴い保険証の返還の規定がなくなるため、条文の番号修正や文言の削除を行います。

(3) 必要な規定整備を行うもの

①一部負担金に関する規定

第 7 条 保険医療機関又は保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)において、療養の給付を受ける被保険者は、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を一部負担金として、当該給付を受ける際、当該保険医療機関等に支払わなければならない。

- (1) 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日の翌日以後であつて 70 歳に達する日の属する月以前である場合 100 分の 30

- (2) 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である場合 100分の20
- (3) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合(次号に掲げる場合を除く。) 100分の20
- (4) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号。以下「法施行令」という。)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき 100分の30

②保険料の賦課額に関する規定

第14条の2 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(法施行令第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)及び後期高齢者支援金等賦課額(同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)並びに介護納付金賦課被保険者(同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金賦課額(同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)の合算額とする。

➡上記①、②について、国民健康保険法施行令の改正に伴い、引用する条文の修正や文言の修正を行います。

2 厚生労働省保険局長通知の改正に伴い、改正するもの

(1) 規定された期間について、新たに定めるもの

①徴収猶予に関する規定

第23条 区長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によつて、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限つて徴収猶予することができる。

➡上記①について、資力の有無等が不明なまま急患として医療機関を受診し、即時入院等が必要な場合等について、資力の活用が可能となるまで徴収の猶予が出来るよう、猶予期間を1年間まで延ばせるように文言の追加を行います。